

『しがぎん』投信積立」規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、毎月お客さま（以下「申込者」といいます。）が指定した日（以下「振替日」といいます。）に、指定した金額（以下「振替額」といいます。）を、指定した引落口座（以下「振替口座」といいます。）から引落し、同日に申込者が指定した銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）の受益権を自動的に取得する取引に関する株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）との取り決めです。

この取引を定期・定額購入取引（名称『しがぎん』投信積立）以下「本サービス」といいます。）といっています。

第2条（申込方法）

申込者は、本サービスの各条項を承諾し当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって本サービスを申込みものとし、本申込後、当行が申込を承諾することにより契約が成立するものとします。

第3条（振替額の引落）

- (1) 振替口座は、あらかじめ届け出られた投資信託取引における指定預金口座と同一の口座とします。
- (2) 振替額を振替口座から引落す場合、当座勘定規定または普通預金規定の定めにかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金通帳および同払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 振替日が当行の休業日に当たる場合には、その翌営業日を振替日とします。
- (4) 1銘柄あたりの振替額は、1万円以上千円単位(インターネット投資信託でのお申込の場合は、千円以上千円単位となります。)の金額とし、同一振替日に複数の指定銘柄が存在する場合には、その振替額の合計で振替えることとします。ただし、申込者が「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」に基づき、申込者が非課税口座に設けられた累積投資勘定での取引（以下、「つみたてNISA」といいます。）での買付をする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（振替額から、第4条第5項に規定する所定の手数料および消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付を申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような振替額の指定はできないものとします。
- (5) 特定月に、申込者が指定する割増した振替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付を申込みことができます。ただし、申込者がつみたてNISAでの買付をする場合は、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての前項の振替額と本項の割増額（第4条第5項に規定する所定の手数料および消費税等を除いた金額とし、所定の手数料がゼロの場合は当該割増額とします。）との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような割増額の指定はできません。
- (6) 振替日において、振替口座の預金残高（総合口座等の貸越可能額を除きます。）が振替額に満たないときは、引落は行いません。
- (7) 振替口座の残高不足等の理由で、振替額の引落が成立しなかった場合は、当行から申込者への通知は特にいたしません。
- (8) 本サービスの振替口座から振替日に数件の引落（本サービス以外による引落も含まれます。）をする場合に、その総額が振替口座から引落すことのできる金額（総合口座等の貸越可能額を除きます。）を超えるとき、そのいずれかを引落とすかは当行の任意とします。

第4条（買付方法、時期および価額）

- (1)本サービスによって買付できる受益権は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、「つみたてNISA」で買付できる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。
- (2)申込者は、選定銘柄の中から、1以上の銘柄を指定し、買付の申込を行うものとします。
- (3)当行は、振替口座からの振替額の引落が成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りし、自動けいぞく（累積）投資約款の定めに従い、買付を行います。
- (4)当行は、振替口座から引落を行った日当日に、申込者より買付の申込があったものとして取り扱います。ただし、振替口座から引落を行う日の当日が当該指定銘柄の買付を行えない日に当たる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付が可能となる最初の営業日に申込者より買付の申込があったものとして取扱います。
- (5)当行は、自動けいぞく（累積）投資約款に定めのある場合には、振替額の中から当該指定銘柄所定の手数料および消費税等を差し引くものとします。

第5条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスにもとづく申込者への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。

①取引の明細

当行は、第4条にもとづく取引の明細については、四半期に1回以上、期間中の取引ごとおよび銘柄ごとの約定日、買付数量、買付単価、買付金額、受渡日および買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」（以下「報告書」といいます。）により通知します。

②金額および残高明細

当行は、指定銘柄の残高について、「報告書」に記載して申込者に通知します。ただし、本サービスの利用がない場合は、別途、1年に1回以上、報告書により申込者に通知することがあります。

第6条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が次の各号のいずれかに当該した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- ①当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ②当該選定銘柄の買付口数が当行所定の口数以下となった場合
- ③その他当行が必要と認める場合

第7条（償還乗換え優遇）

『しがぎん』投信積立は償還乗換え優遇の取扱は行ないません。

第8条（申込内容の変更等）

申込者は、振替日の5営業日前までに当行所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの中止・変更を行うことができます。

第9条（解約）

- (1)本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
 - ①申込者が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
 - ②申込者が指定する引落口座を解約した場合

③当行が本サービスを営むことができなくなった場合

④当行が本サービスの解約を申し出た場合

- (2) 前項に定める場合のほか、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」(以下、本項において「当該規定」といいます。)に定める非課税累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、申込者が当該規定に定める勘定の種類を累積投資勘定から非課税管理勘定に変更される場合、その変更により新たな非課税管理勘定が設定された日に終了するものとし、同日が第1条に規定する振替日または第4条第4項に規定する買付の申込日に当たる場合は、同日における引落しまたは指定銘柄の買付は行わないものとします。

第10条(その他)

- (1) 当行は、この契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- (2) 第5条の規定に従い、申込者に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知を届け出のあった氏名、住所にあてて当行が発送した場合には、延着し、または、到達しなかったときでも、通常到達すべきときに、到達したものとみなします。
- (3) この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限し、又は申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更同意したものとみなします。
- (4) 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。
- (5) 本規定に別段の定めのないときは「証券振替決済口座管理規定」および「自動けいぞく(累積)投資約款」等(申込者が、つみたてNISAでの買付をすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」(以下、本項において「当該規定」といいます。)を含みます。)の各規定に従うものとします。なお、申込者が当該規定に基づき、つみたてNISAでの買付をすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

第11条(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(2020年4月1日現在)

以上

(2020.3 代563547号)